

平成 26 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 26 年 9 月 3 日 提 出

## 目 次

同意第4号	教育委員会委員の選任について	1
報告第9号	平成25年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	2
報告第10号	平成25年度東浦町一般会計継続費精算報告書について	4
報告第11号	損害賠償の額の決定及び和解について	6
認定第1号	平成25年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	平成25年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	平成25年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	平成25年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	平成25年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について	別添
認定第6号	平成25年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計決算の認定について	別添
認定第7号	平成25年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
議案第42号	東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	9
議案第43号	東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	14
議案第44号	東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	15
議案第45号	東浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	16
議案第46号	東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について	17
議案第47号	東浦町子ども医療費支給条例等の一部改正について	21
議案第48号	東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について	25
議案第49号	平成26年度東浦町一般会計補正予算（第2号）	別添
議案第50号	平成26年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第51号	平成26年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第52号	平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第53号	町道路線の認定について	27
議案第54号	町道路線の廃止について	28
議案第55号	町道路線の変更について	29

同意第4号

教育委員会委員の選任について

次の者を平成26年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成26年9月3日提出

東浦町長 神谷明彦

\*\*\*\*\*

恒川 渉

\*\*\*\*\*

提案理由

教育委員会委員稲葉耕一が、平成26年9月30日任期満了となることに伴い、その後任の委員を選任するため、提案するものである。

報告第9号

平成25年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成26年9月3日提出

東浦町長 神谷明彦

平成 25 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△5.04)	13.46	20.00
連結実質赤字比率	— (△30.14)	18.46	30.00
実質公債費比率	3.5	25.0	35.0
将来負担比率	8.0	350.0	

注 比率の ( ) は、実質黒字額の比率

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業特別会計	—	
東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剰余额がある場合

報告第 10 号

平成 25 年度東浦町一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神谷明彦

平成25年度継続費精算報告書

年度	10		5		事業名		新学校給食センター整備事業														
	全体計画				実績				比						較						
	左の財源内訳		支出済額		左の財源内訳		支出済額		左の財源内訳		支出済額		左の財源内訳		支出済額		左の財源内訳		支出済額		
年割額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	
24	38,244,000	3,383,000	0	19,900,000	0	14,961,000	3,420,000	0	0	0	3,420,000	0	0	0	0	3,383,000	0	19,900,000	0	0	11,541,000
25	1,549,004,000	84,627,000	0	1,118,600,000	0	345,777,000	1,487,779,185	675,597,000	0	466,800,000	0	345,352,185	61,234,815	△ 590,970,000	0	651,800,000	0	651,800,000	0	0	394,815
計	1,587,248,000	88,010,000	0	1,138,500,000	0	350,738,000	1,491,199,185	675,597,000	0	466,800,000	0	348,802,185	96,048,815	△ 587,587,000	0	671,700,000	0	671,700,000	0	0	11,935,815

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦



報告第 11 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 26 年 7 月 23 日

東浦町長 神谷明彦

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 26 年 7 月 23 日

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 事故の概要

平成 26 年 6 月 10 日 (火) 午後 2 時ごろ明徳寺川沿いの堤防、文化センター付近を公園等維持管理作業員が肩掛式草刈機により草刈を行っていた。その際、文化センター駐車場に駐車してあった乙が所有する車両に草刈機により飛ばされた石が当たり、車両後方リアガラスを破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*

3 損害賠償の額

174,084 円

	甲 (東浦町)	乙 (****)
損 害 額	0 円	174,084 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	174,084 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、174,084 円を支払うこととする。

議案第 42 号

東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について  
東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第 3 条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事さ

せることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 東浦町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東浦町条例第2号)第22条の規定による承認

(2) 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東浦町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第16条の規定による介護休暇の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条に規定する場合により法第6条第2項括弧書の規

定の適用がある場合にあつては、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて町長が規則で定める基準に従い決定しなければならない。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、町長が規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(企業職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号。以下「給与条例」という。)第6条第1項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第13条、第14条及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。
- 3 給与条例第8条の3から第10条まで、第10条の3、第12条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に通勤手当及び時間外勤務手当を支給する場合における給与条例第11条第2項並びに第13条第3項及び第4項の規定の適用については、給与条例第11条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第 号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第3項ただし書及び第4項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(企業職員給与条例の適用除外等)

第10条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年東浦町条例第11号。以下「企業職員給与条例」という。)第3条第2項及び第3項、第4条、第5条、第6条の2、第9条、第10条及び第14条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)には適用しない。

- 2 特定任期付企業職員については、第7条の規定を準用する。
- 3 特定任期付企業職員に管理職員特別勤務手当及び育児休業の承認を受けた特定任期付企業職員に給与を支給する場合における企業職員給与条例第12条の2及び第18条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第12条の2中「第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、企業職員給与条例第18条の2ただし書中「期末手当及び勤勉手当をそれぞれ」とあるのは「期末手当を」とする。
- 4 企業職員給与条例第4条、第5条、第6条の2、第15条及び第21条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員である短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長(水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするため、提案するものである。

議案第 43 号

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の制定について

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」と  
いう。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教  
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第  
39 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定めるため、提案するものである。



議案第 44 号

東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について

東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり  
定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の  
規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問  
型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基  
準を定めるものとする。

(保育所型事業所内保育事業所に係る乳児室の面積)

第 2 条 保育所型事業所内保育事業所（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）第 43 条に規定す  
る保育所型事業所内保育事業所をいう。）に係る乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳  
に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(その他の基準)

第 3 条 前条に定めるものを除くほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準は、省令に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の  
総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整  
備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定めるため、提案するものである。

議案第 45 号

東浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

東浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

議案第 46 号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</u></p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第 18 条の 2 特定任期付職員業績手当については、別に条例で定める。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第 2 条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいう。</u></p> <p>2 及び 3 略</p>

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理</p>

職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 及び退職手当とする。 ( <u>特定任期付職員業績手当</u> ) <b>第14条の2 特定任期付職員業績手当については、別に条例で定める。</b>	職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 及び退職手当とする。
--	---------------------------------------

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第号)第4条</u> の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 略	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項</u> の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 略

(東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

<p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(3) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（育児短時間勤務職員等についての給与条例等の特例）</p> <p>第 17 条 略</p> <p><u>2 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員が育児短時間勤務の承認を受けた場合の給料月額は、同条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）</p> <p>第 17 条 略</p>
--	--

（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 5 条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は<u>東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 号）第 4 条の規定</u>により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の<u>規定</u>により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p>

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

任期付職員を採用できるようにするに当たり、所要の規定を整備するため、提案するものである。

議案第 47 号

東浦町子ども医療費支給条例等の一部改正について

東浦町子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例  
(東浦町子ども医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 東浦町子ども医療費支給条例(昭和 48 年東浦町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 106 号)附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(3) 及び (4) 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による<u>支援給付を受けている者</u></p> <p>(3) 及び (4) 略</p>

(東浦町障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 東浦町障害者医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による<u>支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(4) 及び (5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>第5条</u>の規定による医療費の支給は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による<u>支援給付を受けている者</u></p> <p>(4) 及び (5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>第4条</u>の規定による医療費の支給は、この条例の施行の日以後行われた医療に関する給付について適用する。</p>

(東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第3条 東浦町母子家庭等医療費支給条例(昭和53年東浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。



次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による<u>支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）</u>を受けている者</p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による<u>支援給付を受けている者</u></p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>3 略</p>

（東浦町精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第4条 東浦町精神障害者医療費支給条例（平成20年東浦町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>

<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による<u>支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）</u>を受けている者</p> <p>(4) 及び (5) 略</p>	<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による<u>支援給付を受けている者</u></p> <p>(4) 及び (5) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条中東浦町障害者医療費支給条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、提案するものである。

議案第 48 号

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和 53 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で 18 歳以下の者（18 歳の者にあつては、18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2) から (4) まで 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で 18 歳以下の者（18 歳の者にあつては、18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2) から (4) まで 略</p>

2及び3 略	2及び3 略
--------	--------

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、提案するものである。

議案第 53 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
1301	森岡 301 号線	東浦町大字森岡字取手 63 番 5	
		東浦取手土地区画整理事業仮地番 4 街区 4	

提案理由

土地区画整理事業により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため、提案するものである。

議案第 54 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路線名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3 1 1 5	緒川新田 115 号線	東浦町大字緒川字唐治屋敷 1 番 5	
		東浦町大字緒川字北添 11 番 3	

提案理由

路線の整理に伴い、路線を廃止するため、提案するものである。

議案第 55 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更するものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

東浦町長 神谷 明彦

整理番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
			終 点 ( 地 先 )	
1018	旧	森岡 18 号線	東浦町大字森岡字取手 97 番 3	
			東浦町大字森岡字取手 93 番	
	新		東浦町大字森岡字取手 97 番 3	
			東浦取手土地区画整理事業仮地番 4 街区 11	
3116	旧	緒川新田 116 号線	東浦町大字緒川字北添 9 番 1	
			東浦町大字緒川字北添 10 番 5	
	新		東浦町大字緒川字北添 9 番 1	
			東浦町大字緒川字唐治屋敷 1 番 5	

提案理由

土地区画整理事業等に伴い、既設道路の起終点を変更するため、提案するものである。